

1. 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による自立・就業に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化はみられないところである。

母子家庭等の自立促進のためには、就業支援に力を入れていく必要があるが、事業ごとに見ると、未実施の自治体も多く実施自治体の間でも取組状況に差があるところである。未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても、一層の積極的な取組を行うことにより、母子家庭の就業の促進が図られるようお願いする。

また、就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており、母子家庭の母等の就業支援を推進するためには、それらの施策も効果的に活用することが必要である。福祉と雇用の連携の場については、本年2月に、生活保護受給者等就労支援事業における「生活保護受給者等就労支援事業協議会」を廃止し、構成員等を拡大した「生活福祉・就労支援協議会」を新たに都道府県等に設置することとしたので、当該協議会に積極的に参加するなど、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施にあたってはよく連携し、効果的な実施に努められたい。

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、センターの設置については全国的にサービスの体制が整ったところであるが、就業支援事業等の各メニュー事業ごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。

また、センターの開所については、これまでも土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであるが、平成22年度予算案においては、本事業のうち「就業支援事業」及び「母子家庭等地域生活支援事業」について、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算を行うこととしているので、センタ

一の土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供などその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

(2) 母子自立支援プログラム策定等事業

ア 母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、『福祉から雇用へ』推進5か年計画においても、平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組みたい。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているため、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

イ 生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定し、担当者制によるきめ細かな就業支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところであるが、本

事業については、福祉事務所等の福祉関係部門とハローワーク等の雇用関係部門間の連携が重要となることから、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、管内の市等も含め特段の配慮をお願いする。また、その際には、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援要請が可能となるような工夫をお願いしたい。

(3) 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、安心こども基金等を活用し、平成21年6月から、①支給額を引き上げるとともに、②平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を、これまでの「修業期間の最後の1/2の期間（上限18か月）」から「修業期間の全期間」に延長したところである。各自治体におかれては、引き続き、必要な予算の確保や母子家庭の母等に対する適切な周知についてお願いしたい。

また、母子家庭自立支援給付金事業については、住む場所に関係なく支援を受けることができるよう、本年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業とともに、全ての都道府県、市及び福祉事務所設置町村において実施することを目標として設定したところであるので、未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始されたい。

(4) ひとり親家庭等の在宅就業支援

ひとり親家庭等の在宅就業支援については、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」により、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることとしているところである。

本事業については、昨年12月に閣議決定された「明日の安心と成

長のための緊急経済対策」において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の『在宅就業』の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」とされたことを受け、事業の運用の改善を行い、地方公共団体の策定する事業計画について、都道府県において審査・採択する仕組み（都道府県審査分）を新たに設けたところであり、先月18日に開催した全国児童福祉主管課長会議において示した事業例を参考に、積極的な実施をお願いしたい。

また、在宅就業はひとり親の自立支援のみならず、障害者や高齢者の生活も向上させる「これからの社会のセーフティーネット」としての意義や人的能力の開発や経済への貢献、環境への貢献といった「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」としての意義を持つように、政策として多面的な意義を持つものであり、その実施に際しては、雇用関係部局、商工関係部局等との連携に特に留意いただきたい。

(5) 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象とした訓練としては、①座学と実習を組み合わせた実践的な職業訓練である日本版デュアルシステム、②事務やパソコン等女性の受講ニーズが高い分野における座学中心の訓練に、託児サービスをセットして提供している委託訓練、③DVや離婚等により精神的にダメージを受けた者に配慮した特別訓練、④自立支援プログラムに基づき、就職の準備段階としての「準備講習」と職業訓練を組み合わせた「準備講習付き職業訓練」の4つを用意している。

特に平成21年度から開始した託児サービス付きの委託訓練については、訓練を申し込む際にあわせて託児サービスについても申し込むもので、受講生1人につき複数のお子さんを預かることも可能としている。

また、同じく今年度創設したDV被害者等に対する職業訓練について、職業自立を可能とするための基礎スキルであるパソコン能力を習得することを目的とし、実施機関の訓練担当者に事前研修を実施し、訓練の指導スピードもゆるやかにするなど、精神的なダメージにも配慮した訓練運営を行うとともに、託児サービスも提供している。

これらの新しい取組については、特に、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

(6) 緊急人材育成支援事業

雇用保険を受給できない者等に対する無料の職業訓練（基金訓練）と訓練期間中の生活保障である「訓練・生活支援給付」の実施を内容とした緊急人材育成支援事業を平成21年7月から実施している。

基金訓練では、①職種に関わりなく必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成等）や②医療、介護・福祉等の分野で必要とされる基本能力から実践能力を習得するための訓練を実施している。また、それと併せて、それらの訓練及びハローワークのあっせんにより公共職業訓練を受けている雇用保険を受給できない者のうち、年収等の一定の要件を満たす者について、訓練期間中の生活保障として月10万円（被扶養者家族を有する方にあつては月12万円）の「訓練・生活支援給付金」を支給しているところである。

本事業については、公共職業訓練の受講ができない場合に受講することも可能であり、また、雇用保険や訓練手当を受給できない母子家庭の母等であっても、要件に該当すれば「訓練・生活支援給付」を受給しながら訓練を受講することが可能である。

各自治体においては、公共職業訓練の各種メニューと併せて、積極的な周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。）

なお、申請手続きや、各地における訓練の実施状況については、厚生労働省や中央職業能力開発協会のホームページに掲載しているところである。

<関連HP>

厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/training/index.html>

中央職業能力開発協会HP：<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>

(7) 中小企業雇用安定化奨励金

ハローワークにおいて、有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、奨励金を支給しているところである。

本事業については、取組の一層の推進を図るため、平成22年度から支給額の引上げ等を行うこととしており、対象となる労働者が母子家庭の母である場合の支給額も引上げとなるので、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

<支給内容>

- ・就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を設け、1人以上正社員に転換させた場合 1事業主につき40万円
- ・転換制度導入後、3年以内に2人以上、正社員に転換した場合 1労働者につき20(30[※])万円
※労働者が母子家庭の母等の場合

(8) マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。既存のマザーズハローワーク事業の拠点148か所(マザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー100か所)に加え、平成22年度予算案においては、新たに、ハローワーク内にマザーズコーナーを15か所設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

(9) 母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

(10) 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

2. ひとり親に対する子育て・生活支援について

(1) ひとり親家庭等生活支援事業の拡充について

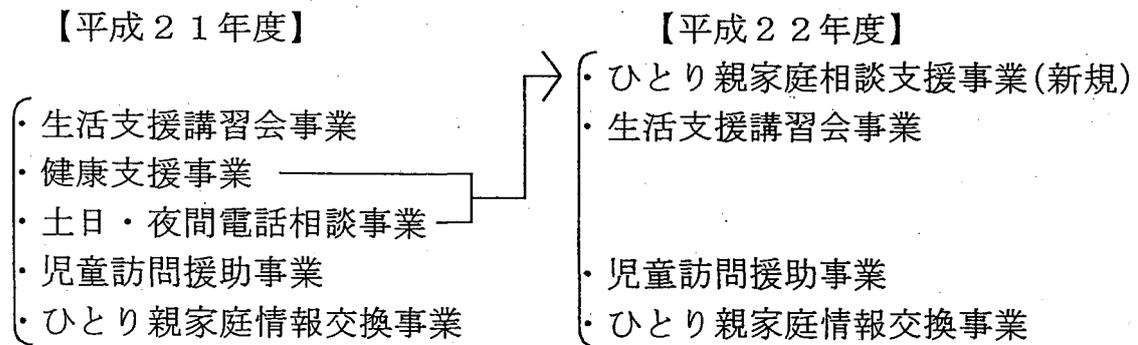
ひとり親は、ひとり親家庭となったその時から、子育てと家計の2重の負担を抱えることとなり、その生活が大きく変化するとともに、就業と家事等の日々の生活に追われ、子どもの養育や自身の健康面など様々な困難に直面することになる。

そのような課題に対応するため、生活支援講習会の開催、個々の家庭の状況に応じた健康面のアドバイス、平日夜間・休日における電話相談などを実施してきたところであるが、平成22年度から、父子家庭をはじめとする育児や家事などの生活面における相談ニーズに対する支援体制の充実のため、現行の「健康支援事業」及び「土日・夜間電話相談事業」を組み替え、それらの事業内容も含める形で、相談員を配置し、土日も含めた生活相談を実施する「ひとり親家庭相談支援事業」を創設することとしたので、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。

なお、これまでの「健康支援事業」及び「土日・夜間電話相談事業」と同様の事業についても、「ひとり親家庭相談支援事業」において実施することも可能であるが、ひとり親が利用しやすい事業として実施することが重要であることから、事業内容・実施日数等において地域におけるニーズを十分に把握し実施されたい。

(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

<ひとり親家庭相談支援事業のイメージ>



(2) 母子家庭等日常生活支援事業について

本事業は、ひとり親家庭が、修学等の自立を促進するために必要な事由や、疾病、仕事等の事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣等する事業であるが、本事業については、父子家庭も対象であり、就業により家計を支えながら子育てや家計を行わなければならないひとり親家庭の自立を支援する

上で大変にニーズの高い事業である。父子家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いするとともに、本事業を未実施の自治体におかれては、早急に事業を開始されたい。

(3) 保育所の優先入所等について

保育所の優先入所については、母子及び寡婦福祉法において保育所に入所する児童を選考する場合のひとり親家庭に対する特別の配慮を規定している他、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）においても、

- ①ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと
- ②都市部等の待機児童の多い地域については、特に、ひとり親に対する優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること
- ③ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるものなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められる最優先的に取り扱うこと
- ④ひとり親家庭が求職活動、職業訓練を行っている場合にあっては、それらの活動の日数・時間等に応じて、就業している場合と同等の状況にあるものとして優先的に取り扱うこと

をお願いしているところである。

ひとり親家庭は、その世帯構成のため、就業や求職活動、職業訓練の受講に際して、子どもを預かる場所の確保が不可欠であることから、特段の配慮を改めてお願いする。

また、放課後児童クラブの利用についても、前述の通知等により、保育所と同様に、ひとり親家庭の優先的な利用に対する配慮をお願いしているところであるので、改めて御了知いただきたい。

(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

(4) 子育て短期支援事業について

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において短期間預かる（ショートステイ事業）、あるいは、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において預かる（トワイライトステイ事業）ものである。

本事業については、本年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、昨年実施したニーズ調査を基に、ショート

ステイ事業については870か所、トワイライトステイ事業については410か所を平成26年度の目標として設定したところであるので、積極的な実施を行うとともに、ひとり親父子家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いします。

3. 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官のOBなど養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いします。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成22年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らいいただきたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等のひとり親が訪れる機会のある各種相談窓口等において配布する等ご活用いただきたい。

4. 母子寡婦福祉貸付金について

(1) 平成22年度における拡充について

ア 母子家庭の母等が高等学校等に通う際に必要となる費用の貸付について
母子家庭等の経済的自立のためには、安定した就業の確保が重要であり、高等技能訓練促進費による資格取得の促進等の就業支援策の推進を図っているところであるが、多くの資格については、取得

に際して高等学校の卒業が必要であり、高等学校を卒業していない母子家庭にとっては非常に厳しい状況にある。

このため、平成22年度から、母子家庭の母及び寡婦が高等学校に入学する際に必要な資金及び高等学校に就学するために必要な資金について、技能習得資金により貸し付けることを可能とするので了知頂きたい。

イ 貸付限度額の改定について

母子寡婦福祉貸付金の各資金の貸付限度額については、毎年度、物価指数等を考慮し改定を行っているところであるが、平成22年度については、以下のとおり限度額を引き上げ、4月1日から適用することを予定しているので、御了知頂きたい。

・修学資金（専修学校（一般課程））

	【現 行】		【引上げ後】
一般分	月額30,000円	→	月額31,000円
特別分	月額45,000円	→	月額46,500円

・技能習得資金及び修業資金

	【現 行】		【引上げ後】
一般分	月額65,000円	→	月額68,000円

・就学支度資金（高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは一般課程（私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する場合を除く。））

	【現 行】		【引上げ後】
自宅から通学する者	7万5千円	→	15万円
自宅外から通学する者	8万5千円	→	16万円

(2) 貸付の際の留意事項について

母子寡婦福祉貸付金の貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るといふ貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適性に審査するとともに、母子自立支援プログラム

策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

5. 平成22年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年度から実施しているところである。

平成22年度においても、同様に表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体やハローワーク等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

6. 安心こども基金を活用した自立支援施策の積極的な実施について

母子家庭等の自立支援については、平成21年度第1次補正予算により安心こども基金を拡充し、高等技能訓練促進費の支給期間の延長やひとり親家庭が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問等の施策の拡充を図ったところである。

これらの事業については、平成23年度までの事業について補助の対象としていることから、各自治体においても積極的な実施をお願いしたい。

7. 母子家庭等対策総合支援事業費の執行について

母子家庭等対策総合支援事業に係る平成22年度の補助金交付については、下記のスケジュールにより行うこととしている。これに伴い、交付申請の時期が大幅に早まることとなるが、早期執行の観点から御了知頂くとともに、管内市等を含め事務に遺漏がなきよう取り計らいをお願いする。

また、母子家庭等対策総合支援事業費の交付決定額の下限については、これまで定めていなかったところであるが、過去3か年度の1自治体当たりの最低交付額を参考に、平成22年度においては、1自治体当たり1万円を交付額の下限とするので御了知いただきたい。

<平成22年度における補助金交付スケジュール(予定)>

5月末	当初交付申請締切
夏頃	当初交付決定
秋頃	所要額調査
1月上旬	変更交付申請
年度末	変更交付決定

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成21年10月1日現在)

		都道府県								市等		自立支援給付金事業		自立支援給付金事業		自立支援給付金事業		自立支援給付金事業	
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業						
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎			札幌市、旭川市、函館市、小樽市、岩見沢市、美幌市、釧路市、登別市、帯広市(7/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、釧路市(2/32)	札幌市、旭川市、函館市、小樽市、岩見沢市、美幌市、釧路市、登別市、帯広市、伊達市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、帯広市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、帯広市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、帯広市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、帯広市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、帯広市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、帯広市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、帯広市(19/35)
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	青森市(1/1)	(0/9)	弘前市、八戸市、むつ市(3/10)	(0/10)	青森市、弘前市(2/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)	(0/35)		
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		盛岡市(1/13)	(県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/12)	盛岡市、八幡平市、花巻市、北上市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市(12/13)	盛岡市、八幡平市、北上市、一関市、陸前高田市、奥州市(6/13)	盛岡市、釜石市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/35)			
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎			仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩竈市(2/35)	仙台市(1/35)			
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎			大館市、にかほ市(2/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、湯沢市、湯上市、北秋田市、仙北市(7/13)	秋田市、大館市、由利本荘市、湯上市、北秋田市(5/13)	秋田市(2/13)	大館市、湯上市、大仙市(3/25)	(0/25)			
	6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	山形市(1/13)	-	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市、東根市(8/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(4/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市、酒田市(左記の市も含め県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)			
	7 福島県	◎	◎	◎	○				郡山市、いわき市、須賀川市(3/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	(0/58)	(0/58)			
関東ブロック	8 茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿嶋市(1/32)		(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)				
	9 栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、さくら市、那須烏山市、下野市(11/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市(7/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	宇都宮市(1/30)				

		都道府県						市等								
		母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎		◎								
11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
12	千葉県	◎	◎	◎	◎	○										
13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎									
14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎										

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
関東ブロック	15 新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、十日町市、燕市、佐渡市、三条市、五泉市、魚沼市、南魚沼市(11/20)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、燕市、南魚沼市(6/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(31/31)	(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(30/31)
	16 山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	-	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、北杜市、上野原市(7/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(28/28)	(0/28)
	17 長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	飯山市、塩尻市、安曇野市(3/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(16/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(13/19)	小諸市(1/19)	松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、池田町、飯島町、箕輪町、南箕輪村、筑北村、南木曾町、木曾町(22/80)	(県の事業対象に含め実施)(80/80)
	18 静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市(20/23)	静岡市、浜松市、焼津市、牧之原市、裾野市(5/23)	静岡市、浜松市、市以外の在住者は県の事業対象として実施)(18/37)	静岡市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(16/37)
中部ブロック	19 富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(15/15)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(15/15)
	20 石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(7/10)	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、能美市(5/10)	小松市、白山市、能美市、中能登町(4/19)	金沢市、小松市、白山市(金沢市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)
	21 福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鯖江市、越前市(2/9)	-	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町(9/17)	(県の事業対象に含め実施)(17/17)
	22 岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	関市、飛騨市(2/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(18/21)	(0/21)	岐阜市、大垣市、本巣市、下呂市(4/42)	岐阜市、可児市(2/42)
	23 愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市長瀬市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、知多市、日進市、清須市、北名古屋市長久手市、常滑市(19/35)	名古屋市長瀬市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、常滑市(35/35)	半田市(1/31)	名古屋市長瀬市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、常滑市(30/35)	名古屋市長瀬市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、大山市、小牧市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市長久手市(13/35)	名古屋市長瀬市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、美浜町、一色町、幸田町、小坂井町(35/61)	岡崎市、瀬戸市、半田市、春日井市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、知多市、清須市、長久手町(12/61)	

ブロック	都道府県	都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
中部ブロック	24 三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/14)	—	(0/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松坂市、伊勢市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市(13/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、津市、松坂市、鈴鹿市、熊野市、名張市(8/14)	四日市市、鈴鹿市、津市、名張市(4/14)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(29/29)	(0/29)	
	25 滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野洲市、湖南市(3/13)	大津市(大津市以外の市等の在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/26)	甲賀市、東近江市(市以外の在住者分は県の事業対象に含めて実施)(15/26)	
	26 京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市、木津川市(7/15)	京都市(京都市以外の市等時在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市(5/26)	
	27 大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(33/34)	大阪市、堺市、高槻市、松原市、柏原市、交野市(4/30)	寝屋川市、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、堺市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市(24/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市(43/43)	大阪市、堺市、貝塚市、枚方市(大阪府、堺市、高槻市、東大阪市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(41/43)		
28 兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市、尼崎市(西宮市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(4/4)	(0/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、淡路市、加東市(26/29)	神戸市、姫路市、西宮市、明石市、芦屋市、伊丹市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、宍粟市(13/29)	神戸市、姫路市(左記の市、西宮市及び尼崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	尼崎市、西宮市(左記の市、神戸市及び姫路市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)		
29 奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	桜井市、御所市、葛城市(3/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市(左記市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市、河合町、下市町(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	河合町(1/39)		
30 和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、有田市、橋本市、紀の川市、御坊市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市、有田市(4/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)		

都道府県	都道府県							市等							
	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
中国ブロック	31 鳥取県	○	◎	◎	◎	◎	◎	倉吉市(1/4)	-	(0/4)	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/4)	(県の事業対象に含め実施)(4/4)	(県の事業対象に含め実施)(18/19)	(0/19)
	32 鳥取県	◎	◎	-	-	◎	◎	松江市、隠岐の島町(2/21)	-	(0/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(21/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(20/21)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)
	33 岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	岡山市、倉敷市(2/17)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/15)	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市(6/17)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市(3/17)	岡山市、倉敷市、備前市、瀬戸内市、美作市、(7/15)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/27)	(0/27)
	34 広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(19/22)	広島市、福山市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、大崎上島町(9/22)	広島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)
	35 山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下関市(1/13)	下関市(1/1)	(0/12)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山陽小野田市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)	下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)
四国ブロック	36 徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	-	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)
	37 香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(16/17)	(0/17)
	38 愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、東温市(6/11)	松山市(1/1)	(0/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(10/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	松山市(1/20)
	39 高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(1/11)	高知市(1/34)	(0/34)
九州ブロック	40 福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	福岡市、北九州市、宗像市(3/28)	福岡市、北九州市、久留米市(3/3)	筑紫野市(1/25)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(25/28)	福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、嘉麻市、朝倉市(11/28)	福岡市、北九州市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、前原市、福津市、古賀市、うきは市、篠栗町、志免町、志摩町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町、那珂川町(22/66)	福岡市(1/66)	

	都道府県								市等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					
九州ブロック	41 佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	佐賀市(1/10)	-	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、鎌野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、鎌野市、神埼市(10/10)	佐賀市、伊万里市、鎌野市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)
	42 長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市(1/13)	長崎市(1/1)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市(12/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(9/13)	長崎市(長崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)	(県の事業対象に含め実施)(23/23)
	43 熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(14/14)	熊本市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇城市、天草市(8/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、合志市、天草市(11/47)	熊本市(熊本市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(47/47)
	44 大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大分市、中津市(2/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(11/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市、由布市(9/14)	大分市(1/14)	大分市(大分市在住者も含め県の事業対象に含め実施)(18/18)	中津市、佐伯市、竹田市、豊後高田市(4/18)
	45 宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(1/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等)在住者分は県の事業対象に含めて実施)(28/28)	宮崎市(1/28)
	46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿児島市、出水市(2/20)	鹿児島市(1/1)	(0/19)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、志布志市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、長島町(17/20)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、志布志市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、長島町(17/20)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等)在住者分は県の事業対象に含めて実施)(45/45)	鹿児島市(1/45)
	47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野湾市、浦添市(3/11)	-	(0/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市(5/11)	那覇市、沖縄市(2/11)	(一部の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/41)	(一部の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/41)
都道府県合計	継続して実施(◎)	45	47	46	45	41	30	23	実施状況(平成21年10月1日)							
	平成21年度中に実施又は実施に着手(○)	1	0	0	1	2	0	1	189/833 (22.7%)	59/59 (100%)	20/774 (2.6%)	749/833 (89.9%)	672/833 (80.7%)	443/833 (53.2%)	1028/1796 (57.2%)	793/1796 (44.2%)
	実施予定なし	1	0	1	1	4	17	23								

<都道府県を含む実施状況>

実施状況(平成21年10月1日)							
母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
235/880 (26.7%)	106/106 (100%)	20/774 (2.6%)	795/879 (90.4%)	718/880 (81.6%)	486/880 (55.2%)	1028/1796 (57.2%)	793/1796 (44.2%)

「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

○母子家庭等就業・自立支援事業について（平成20年雇児発第0722003号）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0722003号 平成20年7月22日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0722003号 平成20年7月22日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の種類 (略)</p> <p>3 実施主体 (略)</p> <p>4 対象者 (略)</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。</p> <p>さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供、<u>母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援</u>のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の種類 (略)</p> <p>3 実施主体 (略)</p> <p>4 対象者 (略)</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。</p> <p>さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。</p> <p>なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供</p>